



歯科と介護

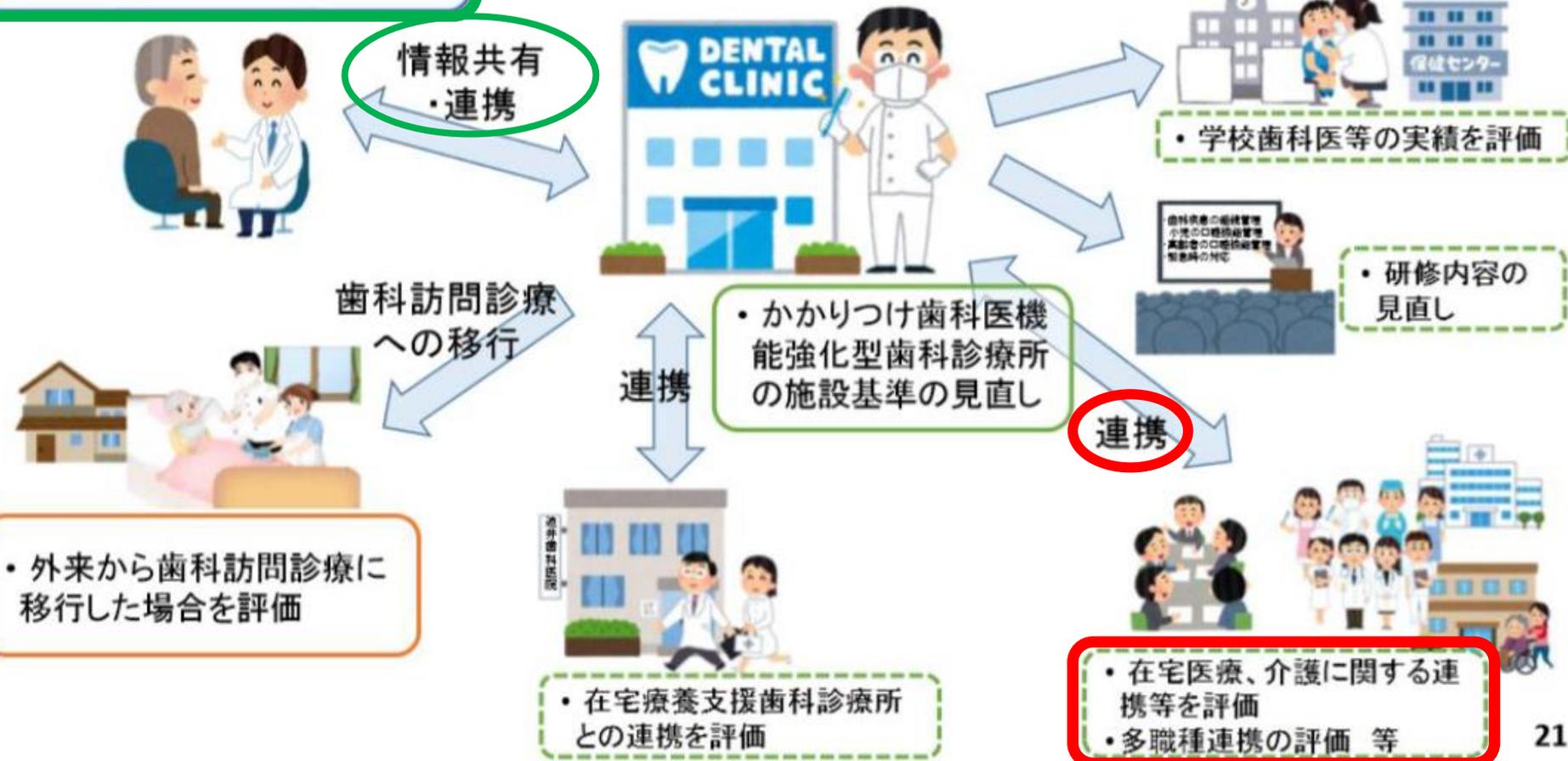
平時からの連携促進に向けて

彦根愛知犬上介護支援専門員連絡協議会

かかりつけ歯科医機能評価の充実

かかりつけ歯科医機能をより一層推進する観点から、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の見直しや、かかりつけ医との情報共有・連携の評価を行う。

- かかりつけ歯科医とかかりつけ医との間の情報共有の評価



かかりつけ歯科医の機能の評価④

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直し③

➤ 地域連携に関する会議等への参加実績を要件に追加し、関連する要件を見直す。

現行	改定後
<p>(6) 当該地域において、在宅医療を担う保険医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること。</p> <p>(7) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスの連携調整を担当する者と連携していること。</p>	<p>(8) (4)に掲げる歯科医師が次の項目のうち、3つ以上に該当すること。</p> <p>ア 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績があること。</p> <p>イ 地域ケア会議に年1回以上出席していること。</p> <p>ウ 介護認定審査会の委員の経験を有すること。</p> <p>エ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議等に年1回以上出席していること。</p> <p>オ 過去1年間に、栄養サポートチーム等連携加算1又は栄養サポートチーム等連携加算2を算定した実績があること。</p> <p>カ 在宅医療・介護等に関する研修を受講していること。</p> <p>キ 過去1年間に、退院時共同指導料1、退院時共同指導料2、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること。</p> <p>ク 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること。</p> <p>ケ 自治体等が実施する事業に協力していること。</p> <p>コ 学校歯科医等に就任していること。</p> <p>サ 過去1年間に、歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算を算定した実績があること。</p>
<p>【地域】</p>  <p>【外来】</p> 	
<p>【経過措置(施設基準)】</p> <p>・平成30年3月31日において現にかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている診療所については、平成32年3月31日までの間に限り改定後のかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に該当しているものとみなす。</p>	

在宅療養支援歯科診療所の見直し(主な内容)

在宅療養支援歯科診療所の役割を明確化するとともに機能に応じた評価となるよう見直しを行う。

- 在宅医療、介護に関する連携等
- 多職種連携 等



連携

口腔機能管理の
推進



- 多職種連携による口腔機能管理

在宅療養支援歯科診療所



連携



- 他の保険医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーション等との連携

研修内容の見直し



- 認知症に関する研修の追加

概要

※ウは介護予防支援を含み、エは介護予防支援は含まない

ウ 平時からの医療機関との連携促進

i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。【省令改正】

ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことを義務づける。【省令改正】

エ 医療機関等との総合的な連携の促進

特定事業所加算について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価する。（平成31年度から施行）